

平成23年度 主要な政策に係る評価書

| 分野 | 情報通信（ICT政策） | | 政策の予算額・執行額（百万円） | | 評価実施時期 | 平成23年9月 |
|--|---|--|--|--|--|---|
| 政策名 | 政策12：ユビキタスネットワークの整備 （※なお、平成23年度から、政策12の政策名は「放送分野における利用環境の整備」となる。） | | | 22年度 | 23年度 | 担当部局 情報流通行政局 地域通信振興課 他6課室 総合通信基盤局 電気通信事業部 高度通信網振興課、電波部電波政策課 |
| 基本目標 | 2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。 | | 予算額 | 4,050百万円 | 3,482百万円 | |
| 政策の概要 | 2010年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域を解消するために、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進する。 また、2011年地上デジタルテレビジョン放送への移行（一部地域を除く）に万全を期すため、地上デジタル放送の推進のための総合的な対策を実施するとともに、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、NHKによる映像国際放送等の充実を図る。 | | 執行額 | 2,974百万円 | | 作成責任者名 情報流通行政局 地域通信振興課長 秋本 芳徳 |
| 施策目標 | 施策目標の達成度を測る指標 | | 指標の設定についての考え方 （施策目標との因果関係） | 指標の状況 | | 実施状況及び施策目標の達成状況 |
| | 目標(値) 【目標年度】 | | | 21年度実績 | 22年度実績 | |
| ブロードバンド・ゼロ地域を解消することにより、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進する。 | 1 | ブロードバンド・ゼロ地域の解消 ブロードバンド世帯カバー率100% 【22年度】 | 平成21年度第1次補正予算事業等により、平成22年度末にはブロードバンド・ゼロ地域の解消に見込みがたったところ、円滑かつ確実に、当該目標が達成できるよう関係事業等の進捗状況を管理する。 | 99.1% | 100% | 平成21年度第1次補正予算事業等により、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進してきた結果、平成22年度末において、ブロードバンド・ゼロ地域はおおむね解消するなど、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進した。 |
| 放送の普及及び健全な発達に寄与する。 | 2 | 放送の普及及び健全な発達に寄与する放送政策の推進 マスメディア集中排除原則や表現の自由等に係る検討に必要な調査、分析等の実施による放送政策の補強・拡充 【26年度】 | 第174回通常国会において審議中の放送法等の一部改正法案の附則において、マスメディア集中排除原則の制度の在り方等に関して、施行後3年以内に見直しを行うこととしている。 | — | | マスメディア集中排除原則や表現の自由等に係る検討に必要な調査、分析等を実施し、放送法改正に伴うマスメディア集中排除原則の見直しの検討に活用するなどして、放送政策を推進し、放送の普及及び健全な発達に寄与した（マスメディア集中排除原則の改正は、平成23年6月30日に施行）。 |
| 我が国の地上デジタル放送方式を各国へ普及させる。 | 3 | 我が国の放送方式の海外普及働きかけを南米諸国からアジア・アフリカ諸国・中米等にも広げてより広範囲に普及 【23年度】 | 我が国の地上デジタル放送方式の国際普及に向けた取組については、南米諸国を中心に、各国のニーズに対応できるシステムを開発し、働きかけを実施してきたところ。 | 2009年4月にペルー、8月にアルゼンチン、9月にチリ、10月にベネズエラ、2010年の3月にエクアドルと、南米各国において採用が決定。また、2010年3月にペルーで本放送を開始。 | 2010年5月にコスタリカ、6月にパラグアイ及びフィリピン、7月にボリビア、12月にウルグアイと、採用が決定。また、2010年4月にアルゼンチンで本放送を開始。 | 当該国において、セミナーやデモンストレーション等を実施して、直接、政府関係者及び放送事業者等に我が国が開発した地上デジタル放送方式の優位性を示すことにより、採用国の拡大を目指している。 南米諸国に向けた働きかけは、ペルーによる採用を契機に採用国が拡大し、現在では、ほとんどの国で採用された。 東南アジア諸国、アフリカ諸国、中米諸国等に向けた働きかけは、引き続きデジタル放送の導入検討が進められている中、2010年にアジア諸国で海外初となる、フィリピンでの採用が決定した。 以上のように、我が国の地上デジタル放送方式の普及に寄与した。 |

| 施策目標 | 施策目標の達成度を測る指標 | | 指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係) | 指標の状況 | | 実施状況及び施策目標の達成状況 |
|---|-----------------|--|---|-------------|-----------------------|--|
| | 目標(値) 【目標年度】 | | | 21年度実績 | 22年度実績 | |
| 我が国の対外情報発信力を強化するため、映像国際放送の充実を図る。 | 4 | 各国・地域の衛星放送やケーブルテレビ等を通じて簡易な方法で受信できる世帯数。 1億9,000万世帯 【25年度】 1億3,800万世帯 【23年度】 | 我が国の対外情報発信力を強化するため、平成21年2月から新たな外国人向け映像国際放送を開始したことから、その普及状況を指標として設定。 | 約1億2,500万世帯 | 約1億3,655万世帯 | 視聴可能世帯の拡大に向け、着実に受信環境の整備を進めており、平成22年度末時点で視聴可能世帯数が約1億3,655万世帯となっているなど、映像国際放送の充実に寄与した。 なお、平成23年度目標としている視聴可能世帯数1億3,800万世帯は達成される見込みである。 ※平成25年度の目標値については、NHKが公表している1億5,000万世帯(24時間視聴可能世帯)へ修正予定である。 なお、平成25年度の1億9,000万世帯の目標値は、一部時間視聴可能世帯を含めた目標値である。 |
| 自然的条件に起因し、NHKの地上テレビジョン放送を受信することができない地域(絶対難視地域)の情報通信格差の是正に資する。 | 5 | 絶対難視地域において、NHKの衛星放送受信による難視聴対策を希望する助成対象世帯の解消。 左記に該当する世帯の難視聴解消 (100%) 【23年度】 | 情報通信格差の是正状況を測るため、NHKが実地に調査する絶対難視地域の助成対象世帯の解消を指標として設定。 | — | 助成を希望する世帯がなかったため実績なし。 | 対象となる世帯の助成申請を促すため、 ・助成の対象となる可能性のある世帯(約600世帯)への周知、意向調査 ・その他可能性のある助成対象者の掘り起こしのため全国の市町村を介しての周知を実施した。 ただし、助成を希望する世帯はなかった。 引き続き、情報通信格差の是正に取り組むこととする。 |

※1 4の指標等は、平成23年度目標設定時において、平成22年度目標設定表の内容をベースに修正を行っていることを踏まえ、修正後の指標等を本評価書において活用している。

※2 5の指標等は平成22年度目標設定表には記載されていないが、平成23年度目標設定表で新たに設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

| 達成手段 | | 22年度 予算額 | 23年度 予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要及び施策目標との関連性 |
|------|---------------|-------------|-------------|------------|--|
| 1 | 情報通信基盤の整備 | 453 百万円 | — | 1 | ブロードバンドの基盤整備の進展を踏まえ、医療、教育、行政等の公共サービス分野における超高速ブロードバンドの利用促進を図るための基盤整備を推進する。 |
| 2 | 放送政策の推進 | 63 百万円 | 63 百万円 | 2 | マスメディア集中排除原則や表現の自由等に係る検討に必要な調査、分析等を実施し、放送法改正に伴うマスメディア集中排除原則の見直しの検討に活用するなどして、放送の普及及び健全な発達に寄与した（マスメディア集中排除原則の改正は、平成 23 年 6 月 30 日に施行）。 |
| 3 | 我が国の放送方式の海外普及 | 44 百万円 | — | 3 | 採用国の拡大を目指し、セミナーやデモンストレーション等を実施して、直接、政府関係者及び放送事業者等に我が国が開発した地上デジタル放送方式の優位性を示した。 |
| 4 | 国際放送の強化 | 3,407 百万円 | 3,399 百万円 | 4 | 視聴可能世帯の拡大に向け、諸外国の放送局への地道な交渉の結果、平成 22 年度末時点で視聴可能世帯数が約 1 億 3,655 万世帯となっており、平成 23 年度目標としている視聴可能世帯数 1 億 3,800 万世帯は達成される見込みであり、着実に受信環境の整備を実施する。 |
| 5 | 衛星放送受信対策事業 | 83 百万円 | 20 百万円 | 5 | NHK の地上系によるテレビジョン放送が難視聴となっている地域において、NHK の衛星放送を受信することのできる設備を設置した者に対し助成事業を実施する。 なお、平成 23 年度については、公募を経て採択された独立行政法人情報通信研究機構が NHK と連携し、絶対難視地域に居住する世帯の衛星放送受信設備の設置に対する助成事業を実施する。 |

政策全体の総括的な評価

国民生活において不可欠なものとなっている情報通信サービスを全国で利用できる環境を整備するため、情報通信基盤を整備する地方公共団体等への支援等を行ってきたところであり、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）の指標等をみると一定の有効性等があったものと認められる。

「放送政策の推進」については、マスメディア集中排除原則や表現の自由等に係る検討に必要な調査、分析等を実施し、放送法改正に伴うマスメディア集中排除原則の見直しを行うなど、放送の普及及び健全な発達に寄与したものと認められる。

「我が国の放送方式の海外普及」については、平成 22 年度において、新たにコスタリカ、パラグアイ、ボリビア、ウルグアイの中南米諸国及びフィリピンにおいて我が国の地上デジタル放送方式の採用が決定し、着実に成果を上げているものと認められる。

「国際放送の強化」については、視聴可能世帯の拡大に向け、受信環境の整備を進めており、着実に成果を上げているものと認められる。

引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。

| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 施政方針演説等の名称 | 年月日 | 関係部分（抜粋） |
|--------------------------|--|------------------|--|
| | 第 174 回国会（常会） における総務大臣所信表明 ※参議院総務委員会でも同様の発言あり。 | 平成 22 年 2 月 18 日 | 今国会では、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理合理化を図るため、放送法等の一部を改正する法律案を提出いたします。 |
| | i-Japan 戦略 2015（IT 戦略本部） | 平成 21 年 7 月 6 日 | 様々な人・モノがニーズに応じて、多様なネットワークでシームレスにつながる環境を整備し、誰でも、いつでも、どこでも、安全・安心かつ快適に情報をやり取りできる超高速ブロードバンド基盤の高度化（固定系で Gbps クラス、移動系で 100Mbps 超クラス）を図る。 |
| | 第 169 回国会（常会）における福田内閣総理大臣 施策方針演説 | 平成 20 年 1 月 18 日 | 地方の情報通信基盤の整備を行い、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。 |

学識経験を有する者の知見の活用

「放送政策の推進」については、マスメディア集中排除原則の見直しの検討において、地上放送のメディアの別の基準の見直しについて検討すべきとする情報通信審議会答申（平成 21 年 8 月 26 日）を踏まえ、ラジオとテレビを区別した基準の見直しについて検討し、マスメディア集中排除原則の改正に活用した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

—